

愛西市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づき、市民、事業者等が行う優良な緑化事業に対し、予算の範囲内において交付する愛西市都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、愛西市補助金等交付規則（平成17年愛西市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存集落 半径300メートルの円内に100戸以上の建築物があるもの又は50戸以上の建築物が連たんしている箇所をいう。なお、「建築物が連たん」は、建築面積30平方メートル以上の建築物が、その敷地間の距離が55メートル以内にある状態を指す。
- (2) 緑化施設 植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）及び灌水施設をいう。
- (3) 緑化面積 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算定方法により算出したものをいう。
- (4) 樹木等 樹木、芝その他の地被植物、つる性植物等で多年生のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 緑の街並み推進事業 市内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落において、民有地の建物若しくは敷地（以下「敷地等」という。）の緑化を進める事業又は民有の既存樹林地を広く開放するため

に園路整備等を行う民有樹林地活用型事業で、次の要件を満たすものとする。

ア 緑化面積が50平方メートル以上（生垣については、延長が15メートル以上）であること（生垣の延長は、幹から幹までの長さとする。）。

イ 緑化施設評価認定表（別表第1）による評価基準を満たすものであること。

ウ 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。

エ 設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と補助申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの実決めがなされている場合は、この限りではない。

オ 補助申請者が緑化する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

カ プランター等敷地等に定着せず、移動可能なものを使用していないこと。

キ 既存民有樹林地の対象規模は、200平方メートルを超えるものであること。

(2) 市民参加緑づくり事業 市民団体等が市内の公有地において市民参加による樹林地整備、植栽、ビオトープづくり等の緑づくり活動、体験学習又は都市緑化の普及啓発を実施する事業で、次の要件を満たすものとする。

ア 参加者が延べ50人以上であること。ただし、市民団体等の活動に講師の派遣をする事業にあつては20人以上とする。

イ 営利を主たる目的としないこと。

ウ 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。

エ 授業料、参加料、入場料等を徴収する場合は、料金が社会通念上低廉な額であること。

オ 事業を実施する市民団体等（以下「事業実施団体」という。）の構成員が自主的かつ主体的に取り組むこと。

カ 事業実施団体が補助金の交付目的に合致する活動実績又は計画を有していること。

キ 事業実施団体の規約等において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者及び構成員の氏名並びに会計経理の方法が明記されていること。

ク 事業を実施する公有地の管理者の承諾を得ていること。

ケ 事業実施団体が事業により施工された緑化施設を適正に維持管理すること。

2 前項の事業は、第7条に規定する補助金の交付決定の通知日以後に着手し、かつ、第11条に規定する日までに実績報告の手続きが完了するものでなければならない。

3 この告示に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における緑化事業又は他の補助金の交付を受ける緑化事業は、対象としない。

4 古木・銘木等の樹木単価又は大径木の運搬・植付等の植栽費用が極めて高額なものは、対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、前条の事業を行う予定である者であって、市税の滞納をしていない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は当該暴力団と密接な関係を有する者については、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、その額に

千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

2 別表第2に定める補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、以下に掲げる申請者にあつては、消費税等を補助対象金額に含めて補助金額を算定することができる。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法における納税義務者とならない事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 簡易課税事業者
- (5) 国、地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）
又は消費税法別表第3に掲げる法人
- (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、愛西市都市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置
- (2) 事業計画書（様式第2号、様式第2号の2又は様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 都市緑化推進事業に対する承諾書（申請者と事業を行う敷地等の所有者が異なる場合に限る。）（様式第5号）
- (5) 事業内容を表した図面
- (6) 事業着手前の写真等
- (7) 事業に要する経費の見積書

- (8) 市税の完納を証明する書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、愛西市都市緑化推進事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の決定を受けた後に事業の内容を変更しようとするときは、愛西市都市緑化推進事業変更承認申請書（様式第7号）に、事業の変更内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の変更承認申請を受理した場合は、その内容を審査し、愛西市都市緑化推進事業変更承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、第7条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

(事業の廃止)

第10条 補助事業者は、事業を廃止しようとするときは、愛西市都市緑化推進事業廃止届（様式第9号）を遅延なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、愛西市都市緑化推進事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第11号、様式第11号の2又は様式第12号）
- (2) 行祭事に使用した配布資料等の控え（市民参加緑づくり事業の場合）

合に限る。)

- (3) 事業に係る図面（平面図、緑化構造図等）
 - (4) 事業実施状況及び完了後の写真
 - (5) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの
 - (6) 収支決算書（様式第13号）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （補助金交付額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合と認めたときは、補助金の交付額を確定し、愛西市都市緑化推進事業補助金確定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定により補助金の交付額の決定を受けた者は、速やかに愛西市都市緑化推進事業補助金請求書（様式第15号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（表示板の設置）

第14条 補助金の交付を受けた者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により事業を実施した旨の表示板（様式第16号）を事業実施場所に設置しなければならない。ただし、表示板の設置が不可能な場合には参加者にあいち森と緑づくり税を活用した事業であることを紙面等をもって周知することで表示板の設置に代えることができるものとする。

（緑化施設の維持管理）

第15条 補助事業者は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもつ

て、緑化施設の維持管理に努めなければならない。

(現況報告)

第16条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対し、愛西市都市緑化推進事業補助対象緑化施設現況報告書(様式第17号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の現況の報告を求めることができる。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業に係る図面(平面図、緑化構造図等)
- (3) 現況写真

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。

(財産の処分)

第18条 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 市長は、補助事業者が承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、その交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第19条 この告示に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緑化施設評価認定表

緑化事業	基準	要件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記要件のいずれかを満たすこと。	1 道路から眺望できること。 2 不特定の人が立ち入って見ることができること。 3 管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることができること。
生垣設置	右記要件を満たすこと。	1 生垣の接道（公共用道路及び市長がこれに準ずると認める道路に接する）延長が設置した生垣の全体延長の50%以上であること。 2 樹木の高さが宅地面から0.6m以上であること。 3 延長1mあたり2本以上植栽すること。 4 植樹する場所の盛土をブロック等で囲む場合は、宅地面から0.5m以下であること。
樹林地整備	右記要件のいずれかを満たすこと。	1 常時一般の人々が立ち入ることができること。 2 求めに応じ、一般の人々が立ち入ることができること。 3 時間を限って、一般の人々が立ち入ることができること。

別表第2（第5条関係）

事業区分	対象経費	補助金交付額
緑の街並み推進事業	<p>1 緑化事業 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費のうち、植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）、灌水施設及び生垣設置に係る工事費。ただし、植栽については植栽した個体の育成期間が1年から2年程度しか見込めないものは除く。</p> <p>2 私有樹林地活用型事業 園路整備、柵、ベンチ、自然解説板及び案内板に係る工事費。</p>	<p>1 補助金の交付額は、対象経費の2分の1の額とし、次の条件の範囲内とする。 （1）屋上緑化、壁面緑化は緑化面積1㎡あたり3万円を乗じて得た額 （2）空地緑化は緑化面積に1㎡あたり1万5千円を乗じて得た額 （3）駐車場緑化は緑化面積に1㎡あたり2万円を乗じて得た額 （4）生垣設置は生垣の延長に1mあたり5千円を乗じて得た額 （5）私有樹林地活用型事業は、工事対象面積に1㎡あたり1万円を乗じて得た額</p> <p>2 補助金の交付額は500万円を上限とする。</p> <p>3 補助金の交付額が10万円未満（ただし、生垣設置については3万円未満）の場合は、交付しない。</p>
市民参加緑づくり事業	<p>工事費、役務費、【委託料】、【報償費】、【旅費】、【使用料】、【需用費等】。講師派遣等は【 】の費用。ただし、食糧費、交際費、接待費、団体運営費その他市長が補助事業の実施に必要なと認める経費は、対象としない。</p>	<p>1 補助金の交付額は、300万円を上限とする。</p> <p>2 補助金の交付額が10万円未満の場合は、交付しない。</p> <p>3 市民団体等の活動に講師の派遣等をする事業にあっては補助金交付額の総額は1件あたり17万円を上限とする。</p>

備考 工事費、役務費及び委託料については、工事目的物の完遂にあたり高度な専門知識、技能又は資格を必要とするもの、危険な作業を伴うこと等により、一般市民による施工が困難なものを対象とする。